

大阪府は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の規定により、以下の指定障害児通所支援事業者の指定を取り消しましたので、お知らせします。

1 指定取消し対象事業者

- (1) 法人名 合同会社 苺のいえ
- (2) 代表者 代表社員 川口 加奈子
- (3) 法人所在地 大阪府枚方市甲斐田町 5 番 25 号ウエストヒルズ 102 号

2 事業所名及び所在地

- (1) 事業所名称 いちごや ねこ部
- (2) 所在地 大阪府枚方市招提元町二丁目 25 番 14 号
- (3) サービス種別 放課後等デイサービス

3 指定取消し年月日

平成 31 年 3 月 8 日（金曜日）

4 指定取消しの理由

- (1) 不正な手段による指定（法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 8 号）

法人代表は、指定申請時に、人員基準を満たしていないと指摘を受け、申請書類を補正し、指定を受けたにもかかわらず、補正後の申請どおりの人員を確保せず、指定時から常勤職員の配置がないまま事業を運営していた。